

【個人住民税】

◆税額の計算

《均等割について》

均等割は、扶養控除などの所得控除をする前の合計所得金額で判定します。

均等割	市民税	3,500円
	県民税	2,000円

※県民税均等割のうち500円は、『あいち森と緑づくり税』です。

※平成26年度より、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、市民税・県民税均等割の税額が年額1,000円（市民税500円、県民税500円）引き上げられていましたが、令和5年度で終了します。

※温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税（国税）が創設されました。

前年中の所得に基づき、市民税・県民税均等割と併せて1人につき年額1,000円をご負担いただきます（令和6年度から）。

《所得割について》

$$\text{所得割額} = \frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除額}}{\text{課税所得金額}}$$

◆所得割の税率

課税所得金額	税率	
	市民税	県民税
一律	6%	4%

※ 土地・建物などの譲渡所得などの場合には、別に税率を定めています。

◆給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計		給与所得の金額
551,000円未満		0円
551,000円以上	1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上	1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上	1,800,000円未満	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円以上	3,600,000円未満	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上	6,600,000円未満	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額 - 1,950,000円

※ 給与を2か所以上から支給されている場合は、すべての給与収入を合計してから給与所得金額を求めます。

※ 子育て世代や介護世帯には負担が生じないように、所得金額調整控除の措置があります。上表は、所得金額調整控除前の金額です。

◆所得金額調整控除

介護・子育て世帯への所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、次の①～③のいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除します。

$$\text{所得金額調整控除} = \{ \text{給与等の収入金額 (上限1,000万円)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$

- ①本人が特別障害者に該当する
- ②23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

〈計算例〉 給与収入が1,000万円で、本人が特別障害者の場合

給与所得控除：195万円

所得金額調整控除： $(1,000万円 - 850万円) \times 10\% = 15万円$

⇒給与所得金額： $1,000万円 - 195万円 - 15万円 = 790万円$

○令和5年度 住民税の計算例(給与所得の場合)

〔例〕

三好太郎さん(45歳)の場合

- ・給与の収入金額 7,500,000円
- ・社会保険料支払額 466,200円
- ・生命保険支払額 (旧) 138,000円
- ・個人年金保険料支払額 (旧) 150,000円

妻 好子さん(43歳 無収入)

長男 一郎くん(20歳 無収入)

長女 花子さん(17歳 無収入)

所得割額の計算	所得金額 A	(給与収入) (給与所得控除)	(給与所得額)	
		7,500,000円 × 90% - 1,100,000円 =	5,650,000円	
	所得控除額 B	社会保険料控除額		466,200円
		生命保険料控除額		70,000円
		配偶者控除額		330,000円
		扶養控除額(一般)		330,000円
		扶養控除額(特定扶養(19歳~22歳))		450,000円
		基礎控除		430,000円
		計		2,076,200円
	課税所得金額 C (A-B)	5,650,000円 - 2,076,200円 =	(千円未満切捨て) 3,573,000円	
所得割額	県民税 D	(税率) 3,573,000円 × 4% =	142,920円	
	市民税 E	(税率) 3,573,000円 × 6% =	214,380円	
調整控除	県民税 F		1,000円	
	市民税 G		1,500円	
均等割額	県民税 H		2,000円	
	市民税 I		3,500円	
住民税額	県民税 J (D-F+H)	142,920円 - 1,000円 =	(百円未満切捨て) 141,900円	
		141,900円 + 2,000円 =	143,900円	
	市民税 K (E-G+I)	214,380円 - 1,500円 =	(百円未満切捨て) 212,800円	
		212,800円 + 3,500円 =	216,300円	

	計 (J+K)	143,900円 + 216,300円 =	360,200円
--	------------	-----------------------	----------

